

第1回人権救済条例見直し検討委員会

日 時：平成18年5月2日（火）

午後10時00分～

場 所：県民文化会館 2階 「第2会議室」

開会

知事

おはようございます。委員の皆さん方には、大変お忙しい時期にもかかわらず、当委員会の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。これからの人権条例の見直し、点検による御協力をお願い申し上げたいと思います。

いきさつはもう既に御承知のとおりと思いますが、昨年の9月の県議会で、いわゆる人権救済条例が成立をいたしました。これは、いろんないきさつがありましたが、最終的には議会の議員立法という形で議会の自主立法という形で成立をしたわけでありまして。

成立直後から、この条例につきましては、いろんな問題点が指摘されておりました。議会がつくりました条例というのは、私どもは執行部と言うんですけども、この執行機関は、議会がつくった条例を誠実に執行しなければいけないという責務がありまして、ゆえに執行機関と言うわけでありまして。さまざまな問題点の指摘がありましたけれども、誠心誠意執行に向けて努力をするという、それが我々の責務でありまして、執行に向けて準備を進めてまいりました。

ただ、この条例を執行するに当たりましては、私は法曹の皆さん、弁護士の皆さん方の協力は不可欠といたしますが、必須だと考えておりました。それはなぜかといいますと、人権の救済という極めてナイーブな問題について、やはり人権について意識のある方々がこの委員会に加わっていただかなければいけない。それから、この位置づけでありますけれども、委員会の位置づけはいろんな見方がありますが、私としては、準司法的機関の性格が強い、であるならば司法的手続に長じた方が委員としていなければいけない。こんな考え方がありまして、法曹の皆さんの協力が不可欠であると考えております。そのことは、必ずしも明確ではありませんけれども、条例の中にもその法曹の協力を得るべしということが書いてあるのは、同じような趣旨によるものだろうと思っております。

そこで、法曹の皆さんの協力も得ながら執行に努めてまいろうと思ったわけでありまして、法曹の皆さん方からは、この条例のままでは到底協力できないという意思表示がなされました。それは、問題点の指摘は幾つかありまして、これは弁護士会の皆さんからだけではなかったんでありますけれども、そのほかの皆さん方からもいろいろ意見がありまして、その御指摘には傾聴に値するものが随分多かったと私は考えております。例えば、そもそもこの条例を、いわばローカル立法といいますか地方自治体の条例として成立させるための背景、条件といたしますか、もっと言いますと、その立法を必要とする事実というものが、どれだけ把握されているのか、把握されているのかということに対する指摘。これは非常に重大な指摘、重要な指摘であります。それから、その条例の中、内容についてもそうなんですけれども、例えば人権侵害というものの定義が極めてあいまいではないか。やはり、その一定の概念を決めて、それに該当するものについては一定の処理、手続を決めるのであれば、侵害という概念の外延を決めて

おくべきではないかという、これも非常に重要な指摘であります。そのほか、例えば、処理手続を進めるのは人権救済委員会というものを、その条例では定めておりますけれども、いわば準司法的手続を行う機関であるその委員会が、執行部から果たして独立性があるのかどうか、構造的に独立性があるのかどうかという問題でありますとか、それから、その中にいわゆる間接強制手段としての過料、過ち料などの規定もあるわけでありまして、それが妥当なのかどうか。量刑と言うとちょっと語弊があるかもしれませんがけれども、妥当な範囲内なのかどうかという問題でありますとか、それから、行政機関の内部で行われる可能性のある人権侵害事案について、それが少し一般の場合と比べて優遇され過ぎているという表現がちょっと悪いかもしれませんがけれども、その辺が少しルーズなんではないかとか。それから、マスコミの皆さんとの関係でいいますと、表現の自由でありますとか取材の自由をこの条例が制約する可能性があるんじゃないかというような、いろんな指摘がありまして、一つ一つが非常に重みのある重要な指摘であるわけでありまして。

本来でありますと、これは皮肉でも何でもありませんが、その種の問題というのは、議会の立法過程において、逐一吟味審議されて解決していただきたいと思います問題であったんですが、残念ながら、それが残ったまま条例として成立したものですから、いろんなハレーションを起こして、その後の議論を生んだということでもあります。

で、そうこうする中でそれならば、この条例について根本的に問題を指摘していただくということで、去年の年末と今年の年初にかけて、2回に分けて有識者の皆さんに集まっていたきまして、この条例についての問題点を整理をしたわけでありまして。その結果、私どもとしては、今のままではこの条例は施行できませんので、それならば一から見直したいということで、去る3月の県議会に、この現行条例の施行を凍結する、あわせて一から見直すための関連経費を予算化をして、それを議会で承認をしていただいたわけでありまして。

そこで、この見直しの委員会が今日から始まるわけでありまして、以上、申し上げたような経緯で、私はいいチャンスだと思いますので、この条例を一から総点検をして見直したい、そのための検討の手続、見直しの作業をこの委員会の委員の皆さん方をお願いをしたいと思います。予断も予見もなく、一から見直しをしたいと思いますと考えておりますので、委員の皆さん方の積極的な御協力、御支援をお願いを申し上げます。

以上、かいつまんでこの委員会が成立するに至りました経緯などをお話を申し上げましたが、後刻、担当の方からもう少し整理をいたしまして、少し詳しくお話を申し上げます。どうかよろしくご意見申し上げます。ありがとうございます。

事務局から委員を紹介

会長に永山委員を互選

議題1について

事務局

座って失礼いたします。お手元の資料で、右上に「資料1」と打ってございます、人権救済条例の見直しについてという1枚ものをごらんいただきたいと思います。

番でございます。人権救済条例の成立前後から、県弁護士会を初めとしまして多くの意見が寄せられましたことから、番に書いてございますが、有識者から成る人権条例に関する懇話会を開催いたしまして、条例の問題点を整理いたしました。主な問題点を少しそこに記載しております。番でございますが、条例の適正な運用には人権、法律に高い識見を有する者の委員就任が不可欠であるとありますが、県弁護士会から、運用困難として協力は得られず、条例を現行のまま運用することは極めて困難な状況にあることから、2月定例県議会に、条例の施行を停止して、抜本的な見直しを行うことを提案しまして、人権救済条例の施行を停止する条例と人権救済条例見直し検討の予算が成立いたしました。

恐れ入ります。別の資料、「資料4」でございます。まず上の囲みの方に、鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例を記載しております。読み上げますと、3行目でございます、「人権救済条例とその関係条例は、県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認、適切な人権救済の方法の検討等による内容の見直しに伴うその他の所要の措置を講ずる必要があるため、別に条例で定める日までの間、その施行を停止する」ということでございます。

下の囲みの方に、予算につきましての県議会の附帯意見を記しております。読み上げます。「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例については、県内で発生している人権侵害の事実の調査確認等による条例の見直しを行う必要があるため、当該条例及び関係条例の施行を、別に条例で定める日まで停止し、有識者による検討委員会を設けて適切な人権救済の方法を検討することとされている。人権を侵害され救済を求める県民が多数おられることは明らかであり、検討の過程の透明性、公平性を確保しながら見直しに要する期間は必要最小限とし、速やかに実効性ある条例を施行すること。」このような附帯意見が付されております。

以上が経緯でございますが、申しわけございません、先ほどの資料1の方に戻っていただきたいと思います。中ほどに人権救済条例の停止に関する県議会における議論というものを記載しておりますが、これは、あらかじめお配りしました資料でございます。

それから、その下の2番ですが、見直しの内容でございます。見直しの内容は2つございまして、まず1つ目。県内の人権侵害の事実の確認でございます。地域立法である県の条例は、県内の実態を反映し、司法や他の制度による救済や解決のほかに県条例による対応が必要であることが大前提と考えられます。2つ目といたしまして、条例の法的な整理でございます。県内の人権侵害の実態を踏まえて、条例における人権侵害の定義、救済方法や実効性担保の選択、過料や勧告、公表の必要性でございます。などの整理が必要と考えておりまして、以上が見直しの内容でございます。

見直しの経緯、見直しの内容は以上でございますが、あわせてここで、資料は御用意しておりませんが、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、こちらは知事提案の条例案について御審議をいただきました審議会でございますけれども、この協議会を4月に開催いたしましたところ、委員の方から本日の見直し検討委員会に関して御発言がございましたので、ここで御紹介を申し上げたいと思います。まず、人権救済条例に関する協議会の委員の考え方を、この見直し検討委員会において説明を申し上げたいということが一つございました。それから、2つ目としまして、条例見直し検討委員会の審議の状況を知りたいと、またあわせて意見を出した

いというふうな御意見もございました。口頭ではございますけれども御紹介を申し上げます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。経緯と目的についての説明をいただきましたけども、特にこの説明自身について御質問等ございましたら、そこから進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員

ちょっと1点だけ。A4判の人権条例の見直しをどのように議論すべきか、メモというのを1枚お渡ししているんですが、今、事務局の方から説明のあった見直しの内容の と について特に異論はないんですが、基本的に、そもそもその人権救済機関、これがどういう性格のものなのかという総論的な議論をきちっとすべきではないかというふうに考えております。

これが問題になってから、例えば九州大学の内田博文さんが「ヒューマンライツ」という雑誌に、鳥取県人権救済推進及び手続に関する条例、批判に対する多角的検討というのを、かなり長文の、弁護士会とかあるいはマスコミの意見に対する批判文章を出しておられます。そこで、1993年のパリ原則というのが絶えず引き合いに出されているわけで……。

会長

ちょっとお待ちいただけますか。議論の進め方のところでそれはされたらいいんじゃないですか。

委員

ああそうですか。ではそうさせていただきます。

会長

それでは、それを事務局に質問しても困っちゃうでしょうから。

それでは、見直しの方法、進め方について御議論をいただきたいと思いますが、今、委員が言われたように、人権の問題というのは非常に広くて、人権侵害に対する救済の制度も現実にはさまざまなものが既に機能したり、機能してなかったりしているものがあると思うんですね。そういうものの検討から始めていくというのは必要だとは思いますが、それは、それぞれの検討課題の問題といたしまして、委員も初め、検討するに当たって、このことはどうしても欠かしてはならないんだという御意見、こういうふうに検討すべきだという御意見をそれぞれお持ちだと思いますので、今日は、その話をそれぞれからお伺いした上で、これからの検討の原則を確認できたらどうかというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

その際に、私が思いますのは、現実には条例で人権侵害を救済するということに対する、一方ではさまざまな期待感を寄せられている方は現実におられます。他方で、人権救済という名前で市民生活に行政の不当な介入があるのではないかと、鳥取県が住みづらくなるという感想をお持ちの方も現におられます。この2つを同時に解決することはできないのかと。その人権

救済を実際に機能させながら、その市民生活の活力を失うことのないような工夫、仕組みというものを条例の上で考えていく、条例という形で考えていくということが、知事からこの委員会に付託された審議内容ではないかというふうに私は思っております。そうであると、その検討と工夫をここで、どのくらいの期間がかかるかわかりませんが、これから真摯に積み重ねていくことであろうと思います。

その際に、最終的にはどこかで、どういう形で条例化するという決断が出てくると思いますが、それは恐らくこの委員会の仕事ではなくて、政治の世界の話であろうと思いますので、我々としては実効性があり、かつ市民生活に不当な介入にならないような人権救済の条例について真摯にその論点を積み重ねていって、解決策を考えるということではないかというふうに思っておりますが、恐らく一般的にはそういうことだろうと思います。

私が最初にしゃべりましたが、それぞれのお立場から、この議論はこういうふうに進めるべきだという御意見を最初に出していただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。そのようにさせてもらってよろしいでしょうか。

委員

議事の進行を混乱させたようで、お詫びをいたします。

事務局の方から御提示のあった意見に加えて、人権救済制度の総論的な必要性なり、ラフスケッチといたしますが、それをやはり議論していく意味がすごくあるというふうに思うんですね。

先ほど御紹介しました内田さんという九州大学の刑事法関係の先生ですけれども、この方がパリ原則というのを紹介されていて、そのパリ原則の中に、国際的な文章としては初めて準司法的な解決機関ということが出てきているわけですね。それにのっかって議論が展開されているわけですけれども、基本的には、パリ原則というのはさまざまな行政システム、司法システムがあるわけですね。憲法の法制を見ていただくとわかりますように、その半分は人権規定になってるわけですね。だから、国家の最大の役割というのは、あるいは地方行政の最大の役割というのは、その生存権も含めて人権擁護にあるわけですね。だから、すべての機関、システムが人権擁護的でなければいけないわけです。

現実には、これがやはり十分機能してない、機能麻痺になっているということから、このパリ原則というのは、原則として政府とか議会とか、すべての権限を有する機関に対して有効かつ適切に働きかけるような独立した委員会が必要であるということ言ってるわけですね。その前提のもとに個別的な救済ケースがあるだろうということで、その個別的な救済ケースについては非公開で友好的な解決を追求をしなければいけないと、こういうふうに言ってるわけですね。そういうような国際的なスタンダード、基準を念頭に置いてイメージをしながら、この鳥取県の人権救済条例をもう一度点検、洗い直していく必要があるのではないかとこのように思うんです。それが第1点です。

それから、第2点は、立法事実ということを非常に私自身は関心を持っております。救済システムを弁護士会も一応備えておまして、鳥取県弁護士会には人権擁護委員会があります。それから日弁連にも人権擁護委員会があります。日弁連の人権擁護委員会、鳥取県で人権擁護委員会があるわけですが、それぞれ人権救済の申し立てがなされます。日弁連については、こういう分厚い報告書が出されているわけです。これは1988年から2004年度までですけれども、例えば、これでいいますと45件あるわけです。この45件中、私人間の係争、争い

は、わずか2件なわけですね。しかも私人間といっても病院とか、あるいは非常に大きな組織に対する、いつからの人権侵害ケース(「非常に大きな組織からの人権侵害ケース」という意味)ということで、少なくとも日弁連のこの人権侵害申し立て事件の中からは、私人間の争い、私人間の係争を人権侵害ケースが救済すべき人権救済事案として見えてこないというふうな感想を私自身は持っております。それから、子どもの権利委員会というところで集計した子供の権利に関するケースの集計があるわけですが、全国で1995年から2005年、約10年間で128件の救済申し立てがあって、それぞれ勧告とか要望を出しております。その中で、私人間の係争、これはほぼ見当たりません。ただ、いじめとかそういうものは私人間の問題はありますけれども、それも学校の対応が不適切である、教師の対応が不適切であるということで、むしろ行政が人権救済的にうまく機能していないということが基本的な問題なのであるという、こういうとらえ方をしているということがあります。

ですから、弁護士会が持っている資料からは、私人間の中の争いの中に準司法的な役割をもって大々的に入っていくということは、余り想像しにくい。むしろ私自身は、やはり行政とか大きな組織とか企業とか、そういうところの人権侵害をきちんととらえ直して、そこに有効、適切に働くような枠組みを総論として考え、とらえ直していく必要があるんじゃないかというふうな問題意識を持っております。以上です。

会長

既存のどういう救済機関、システムがあるのかという話と、それからパリ原則等々のこういうものを考える際に、多分、必ず参照しなければならない原則はどうなのかという話と、立法事実の問題として私人間の問題は出てないではないかという、恐らく3点の話だと思うんですが、これはいかがでしょう、検討する際に、現に、今までどういう救済機関、救済システムがあって、それはどう機能してきたのか、機能してないのか、それは鳥取県ではどうなのかということ、やはりこれは当然検討していくべきことだと思うんですが。

その際に、私、人権の問題は非常に広いというふうに思いますが、例えば、労政事務所だとか、児童相談所だとか、福祉事務所だとか、青少年相談センターだとか、こういうのは全部人権にかかわるシステムであろうと。そういうもののどこが機能してないから、こういうものが必要だという話が恐らく必要なんじゃないか。そういう既存の人権救済システムが、どういうものがあって、それが鳥取県ではどういうふうに機能しているのかと。鳥取県民はどういう救済の申し立てをする機会が今与えられているのかというあたりの整理をぜひ一度やりたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

委員

事務局でやっていただきたいと思うんです。だから、例えば児童相談所の機能、役割というのを、私は非常に関心があるわけですが、私から言うと、児童相談所は、かなり機能不全に陥っていて、例えば虐待ケースに対して有効適切に対処できないとか、あるいは非行、触法という、こういう子供の問題について非常に体制不足で警察に頼り切っている。これが、少年の育ちという人権という観点から見て、子どもの権利条約は子供を育てることが非常に重要だというふうに言っています、子どもの権利条約の観点から見て、やっぱり警察に対するお任せっ放しになっているということについて非常に懸念を感じるんですね。

だから、県内にある県のシステム、それから国の出先機関、これはどういうものがあって、これはどういう守備範囲があって、ちゃんと機能しているのか機能していないのかということ、僕は、ざっと点検をして、一覧にして、事務局にお願いするしかないと思うんですけども、出していただければと思うんですね。

会長

それは可能ですか。

事務局

可能でございます。させていただきます。

委員

可能だと思います。県の実力からいうと非常に可能だと思います。

会長

こういうところが欠けてるから新たな条例が必要だという根拠にもなると思います。

事務局

はい、わかりました。いたします。

会長

パリ原則等々は、条例の起草段階で参照されて、パリ原則のここと現在の条例がどう関わってるなんかという論点整理はなされてるのでしょうか。国の人権擁護法案のときは、その作業はやってるんですね。

委員

例えば、パリ原則について言うと、一番詳しいのが委員じゃないかと思うんですね。だから、簡単なレクチャーを10分ないし20分ぐらいでしていただくとかですね、どこかのかなり早い機会です……。

会長

今やれといいますと、口頭試問になりますので。パリ原則の文章そのものは、ここにございますけども。お配りしましょうか。

委員

パリ原則の文章があれば、今この場でよろしくお願いします。

会長

コピーして配っていただきましょう。

あと、そのためのハンドブックとかいろいろ出ておまして、当然、条例をつくる際にはそ

ういうのを参照しながらということになると思うんです。条例のあり方とパリ原則のあり方、ずれているところがあったら、こういう意味でずらしたんだというような説明も恐らく必要になると思います。

それから、立法事実として私人間の、私人間と言われる中には、企業とかなんとかは、委員の話の中に入ってないんですか。

委員

当然、含まれます。私人間、つまり一般市民同士のという意味ですね、私はね。

会長

個々人のという。

委員

個々人のですね。

会長

それは事実としてどうなのかという、あとは調査あるいは鳥取県が現実には本当にそうなのかという調査が必要になってくるとは思います。済みません。先に進めさせていただきます。

委員

先ほど委員がお話しになりましたんですけれども、県にはいろいろな条例ができていますけれども、そういうものが果たして本当に機能しているかどうかということをしっかりチェックしていけば、少しは解決につながるんじゃないかなということを私は考えておりました。ですから、そういうところから勉強したいなと思います。

委員

パリ原則については、また後ほど、いずれということで。

私は憲法を専門にしておりますので、どうしてもへ理屈をこねることがこれから多くなると思います。私がこの場でお役に立てることがあるとすれば、その点に尽きると思いますので、理屈の話ばかりさせていただくかと思いますが。

まず、そもそも人権というのは何かということの共通理解がある程度ないことには、議論はたびたび混乱することになるのではないかというふうに思います。例えば、こういう県内で人権侵害の事例があります、事例がありますというときに、それはそもそも本当に人権の侵害なのかということ、その都度検討していくということになりますと非常に手間だと思いますので、人権とは何かというそもそもの共通理解を得ておくことがある程度必要ではないかというふうに思います。

いわゆる憲法学的にいいますと、人権というものについては、言葉の使い方の問題もあります。人権と憲法上の権利というのを区別して使う使い方もありますし、原則として憲法というのは国家権力、ないしは地方権力を縛るものですから、名宛て人は国家であると、国家を縛るものであるということになります。そうすると、私人同士、市民同士、あるいはこれは企業内、

企業の中で、そこで働いておられる方に対して何らかの権利侵害が起こったという場合であっても、それを人権侵害と構成することが妥当かどうかというような問題ともかかわってくるわけです。

国際機関が、たびたび日本政府に対して人権救済が不十分であるからもっと拡充せよと、充実させよというふうに勧告を出しておりますけれども、その際、人権侵害として上げられておりますのは、専ら、例えば死刑制度の問題でありますとか、あるいは代用監獄を依然、継続的に認めているという問題であります。やっぱり公権力との関係における人権侵害事例について改善せよという勧告が出てると思います。

したがって、それを受けまして鳥取県も何とかしようというふうになった場合、今回提出されている条例に関しては、その部分が抜け落ちていて、弱いという点で批判もあったところですけども、一方、その議会の附帯意見にもつけられております「人権を侵害され、救済を求める県民が多数おられることは明らかであり」とありますが、ここでイメージされている、その人権を侵害されて救済を求めている県民というのが、そういう形での人権侵害を受けてるということによって救済を求めているのか、あるいはそうではない事例について救済を求めているのかによって人権侵害と構成して救済するべきであるのか、あるいはそうではない別の、あえて人権救済とつける必要のない、必要のないと言うと語弊がありますが、人権侵害ではない、でも解決すべき問題としてそれを救済するための制度を構築していくのかによって、また対応の仕方が変わってくるように思います。

だから、人権というのは非常に広い意味で使われておりますけれども、厳密に定義していくと、とりわけ法的な精査に耐え得る形で厳密化していきますと、かなりこれは狭い概念になってくのではないかというふうに考えます。そうしますと、当然その人権侵害の名のもとで救済可能となる事例というのも当然狭まってくるわけですし、そうなってくると、例えば議会の附帯意見にありますような求められている救済を救済できなくなるようなこともあり得ると思います。そういう場合に、人権侵害救済という名前のもとではない、何か別の制度をつくるということもあり得るのではないかというふうに考えております。

そういった意味で、まずは人権というのは何かということについての共通理解を得ておく必要があるのではないかというふうに考えております。以上であります。

会長

委員が提案された3つのこと、それ以前に、そもそも人権とは何かという議論をすべきだということでもあります。

委員

先ほど委員がおっしゃられたことと私も同じことを考えておまして、この条例に積極的に賛成する人、また積極的に反対する人が両極端にいらっしゃるようになっております。ですけど、一般的に人権というのは守られて当然のものであるにもかかわらず、こうして両極端な反対意見が出るというのは、委員がおっしゃられたように個々によって人権というものに対する認識の温度差がかなりあるのではないかと考えております。

基本的には個々の自由で穏やかな暮らしというのは当然保障されて守られるべきでありますので、そこで侵害されたときに、じゃあどうすれば救済していただけるのか、救済してもらえ

るのか、解決できるのかという、そういうシステムをきちんと整備しているのかどうか、それをどういうふうに利用できるのか、それでもかなわないときにはどうすればいいのか、私の主張はどうなるのかという、個人の持っているものを表現できるというんですか、納得できるように解決する方法というのはあると思うんですけど、いかんせんその手段があっても機能していないのではないかと、またどういうふうに言ったらいいのかわからないのではないかと、現行のシステムが皆さん御存じない部分が多々あるのではないかとということも同時に感じておりますので、先ほど、たくさん見直すべき議論というのが出ましたそのとおりでありまして、救済システムの本当に洗い直しと人権侵害だと訴えていらっしゃる方の現状というのをもう一度洗い出して見直していくところから始めるべきではないかと考えております。

会長

システムと現状の洗い直しが必要だということではありますが、例えば人権の範囲といいますが、選挙権について、私は選挙の研究者なのですが、選挙権が基本的人権と言われる憲法学者はほぼ一人もいないです。ただ、基本権だというふうには言います。そういうふうに入権とさまざまな権利との区別というのは重要なことだろうと思いますし、選挙権が基本権でなくても、選挙権を奪われるという不当な差別によって人権の問題になるという可能性もあるわけで、人権それ自体についての整理が確かに必要だろうと思います。済みません、もう少し。日本国憲法は、非常に例外的にたくさんの人権のカatalogを備えている。特に刑事人権についてたくさんあると思うんですが、それからいわゆる包括的人権というものを基礎に新しい人権というものがたくさん考え出されてきている。そもそもそれについての共通理解って多分ないんだろうと思うんですが、そういうことも含めて救済のシステムってどう考えられるべきかという問題が出てくると思います。

委員

私が考えてますことをざっくりばらんに言いますと、現在の鳥取県の中での人権に関するいろんな啓発活動というのが本当に住民に浸透しているかということと、ほとんど浸透していないという事実だと思います。その辺をどう考えて具体性のある行政をするかということをもっと考えなければいけない部分が、まだ残っているんじゃないかということを感じております。

議会の方で通ったわけですけども、具体的なそういう人権侵害の例というのが、どの程度あって、どういう状態であって、どういう状況になって、どういうふうに進展していったかということがはっきりしないですね。そこを、具体的な実践の事実というものはっきりしなければ、何をつくるにしてももうまくいかないと思うんですよ。いわゆる頭の中で考えて、こうあるべきだというあるべき論になってしまうんで、これは非常に強制的なものに変化する可能性が高いと思います。そういうことがあってはならないと思いますし、今、人権の話が出てますけども、これは広い視野で考えますとヒューマンライツですよ。人間の権利に関するものですよ。

このことについて、私の知っている情報では、何だか昔、福沢諭吉という人がおられましたけども、その人権の問題について通義と訳しておられるそうですね。通義というのは義が通じることだと思っただけなんですけれども、義とは何ぞやとなりますと、日本の言葉でいいますと、義とは人間として踏み行う正しい道になっているわけです。日本語の定義がですよ。そういう

ことが基本的に人間の心の中に根づいているかということ、この義というのは、人間の何百万年の歴史の中で人間としてあるべき姿として人間社会がつくり上げてきた過程があるわけですね。その過程をしっかりと基にしておいて人間のつき合い方というのを考えていく。その中で、いわゆるヒューマンライツというのが出てくるんだろうと思います。西洋でも17世紀ですね、いわゆる人権宣言というのが出てきましたのはですね。それからわずか何百年の間ですけども、日本の人権に対する意識というのはとても低いと思います。その低さを啓発しないで、法律をつくって何かするという事は非常に何か高圧的に感じるんです。もっともっとすべきことがあるんじゃないか。

行政の面からいいますと、私はやっぱり行政も十分にはまだやれてない部分がたくさん残ってる。例えば児童虐待にしましても、非常に行政の側の考え方というのが、うまく住民とマッチしない。住民の声はたくさん出ますけども、その声に応じて行政がいろんな支援をしていく中身はマッチングしない面がたくさん残ってるんです。そういうものを置いて、こういうことをつくるというのは難しい問題だろうと思ってのんです。ですから、やっぱりもうちょっと具体的に鳥取県なんかにおける事実というものをもっと掘り下げて、その中から人間がどう悩み合っているのか、どうかかわり合っているかということをやっぱり知った上で議会で議論してほしいという思いを持ってるわけです。以上です。

会長

鳥取県における事実を基礎にして、具体的な人権侵害に対応できるような条例が必要だと。その際に啓発対象として考えなければならぬような人権意識の低さという言葉が使われましたが、それと条例とは必ずしもすぐ対応できない現状があるんじゃないかという御意見だったと思います。

委員

そうですね。僕も大体言うべきことを今まで言ってきたんで、あんまりないんですけども、今、それぞれの方が言われたのはみんな正しいと思うんですね。委員がおっしゃった、いわゆる現状の洗い直しということも非常に大事ですし、それから委員が言っている人権とは何かというのね、これもやらなきゃいけないですし。ただ、人権というのは憲法学で言う人権の問題と、それから僕は社会学ですけども、社会学で言う人権というものでは少し違って来るんですね。どうしても違ってしまふ。これは、岡山大学にいましたこれは憲法の上田さんなんかも言ってますけれども、社会学者の人権というのは非常に広いんですね。それは何かというと、やっぱり社会学という学問は、人が生きていく社会の中でその人にとって本当に守らなきゃいけないものというものを拾い上げていくと非常に広がってしまうんですね。

そういう面がありますので、そのあたりの議論も、きょうも、これ法律関係の人が一番多いんじゃないかな。その法的な側面でやられるのはいいですけども、僕はそういう意味で人間が生きるということに関してという視点からの議論も一度やってみたいなど、これはぜひやらせていただきたいなと思っております。

それから、もう一つ、今啓発の話が出てきて、啓発をやらなきゃいけないということ、これは片方においてちゃんと教育委員会もあり、そしてその中で、以前は同和教育、それから社会啓発という形でやられてきたにもかかわらず、余りきちんと浸透していなかった。だから、

それはその点において、教育委員会の方にもう一度そのあたりのところの見直しをやっていただくということで、この救済委員会のこれと、ちょっと一緒にしたら多分僕は難しいだろうと思います。だから、こちらとしては、やっぱり最初に言いましたように、どういう形で人権が侵害されているのか。そのためには人権とは何かということを議論してからだというのはわかっておりますけれども、やっぱりそのあたりのところをきちんとやるべきだろうと。

先ほど委員がおっしゃったように、現存の人権救済システムというもので、きちんとでき上がっているところにおいて出てきているものと、それから最近、人権についていろんな機関がまた出てきてるわけですね。できております。県も人権文化センターとか、解放研究所ですが、そういうものを持たれてるし、町村も持ってます。それから、NPO的なものも相当できてるわけですね。そういうものにおいて、どのような人権の侵害が相談になってきているのかという、これをやっぱり一度全部見直していただければと。もちろんこれはプライバシーの問題が絡んできますので非常に難しいと思いますけれども、そのあたりからきちっとした資料をやっぱりつくり上げる、これは調査の問題とも絡んできますけど、調査は僕は不可能だと思っております、ある意味でね。

そういうのは既存の今あった相談事業、相談の中で出てきたものをきちっとまとめ上げて、そしてそれを分類できてというようなことを、まず真っ先にやるべきじゃないかなと、そういうふうに思っております。

あとまだ言いたいことがありますけれども、最初ですので。どうも。

会長

鳥取県の条例に対する憲法学者と社会学者のいろんな記事を読みますと、どうもいろいろニュアンスが違うところがありまして、多分前提となってる人権についての感覚が違う部分があるだろうというふうに思いますが、ただ、これは一つの条例の話ですので、整理をしていくということが当然必要なことなだろうと、そういう課題があるということです。

それから、救済の申し立てだけではなくて、相談事業の中身の分類が必要だという御指摘だと思います。

委員

皆さん、いろいろ言われたので、見直しの内容の関係でいくと、今皆さんが言われたのは人権侵害の事実の確認ということに関しての重要性ということと言われたので、それに関してまず1点と、それから条例の法的整理の関係で1点、ちょっとそれぞれつけ加えてお話ししたいことがあります、その事実の確認ということで、今までの既存の救済システムの中身をやるというのは一つ皆さん言われてることだと思うんですが、今回の人権条例をつくるに際しては、それで漏れているという人たちの意見があるはずだということなわけですね。そういったものについて、例えば県の方でアンケートをやるなりなんなりで、本当に私は助けられてこなかったという人たちの声をくみ上げるという作業は要るんじゃないか、その人たちが本当に一体何を求めているのかというのを確認しておく必要があるんじゃないかということが、この見直しに関しては必要なんじゃないかと思えます。

なぜこんなことを言うかということ、実はこの県の条例の一番たたかれるポイントは、氏名公表というような形で、非常に、さっき強権的だという形で言ったと思うんですが、上から押し

えつける形で人権救済を図っていこうというそういうスタイルを持ってるわけなんですね。果たして、私たちは助けてもらえなかったんだよという方たちは、本当にそういう形での救済を望んでいるのかという部分が、これはやっぱり立法事実として一番確認しておかなきゃいけないところじゃないのかなというふうに思うわけですけど。

具体的に言うと、これは何度もあちこちでしゃべっているんですが、差別の禁止という形でいろんな意見がありますよと。こういった形では僕は個人的には要るんじゃないかと思っているんです。だけど、それ以外の形で言ってるところについて、例えば嫌がらせに遭ってますよといったときに、上から押さえつけて嫌がらせをやめさせてくださいと、果たして本当にこういう意見なのかなと。これは非常に疑問があります。むしろパリ原則のところでもあったような有効的な解決ってあったんですけども、むしろちゃんと専門家が入って、その場をつくってくれて、何とか取り持ってもらおうような、そういうことを希望してるんじゃないかとか、そういうイメージを持っています。正しいかどうかわかりませんが、何か求めている機関が違うんじゃないかというところがありまして、そこら辺を確認していくというのが必要なんじゃないかなというふうに思います。

今度は、2つ目の条例の法的整理で抜け落ちているのが独立性の問題です。県の条例について、弁護士会では独立性担保のために、こんな形だったらいいんじゃないかというのは一昨年の12月の会長声明で出しています。独立性を図るための、やっぱりつくるのであれば機構をどう考えていくのかということが、もし県でこういうものをやるのであれば必ず議論としては必要だと思います。今のままでは、独立性の関係ではだめだというのは、どの立場からでも言われているわけで、果たして、条例で、そもそもこういう人権救済をできるのかという部分の一つの問題が独立性の問題ですので、これがクリアできなければ、条例で排除すること自体が、恐らく間違いだという結論になってしまうんじゃないかと思うんです。そういう、やっぱり検討の対象が要るんじゃないかなと思います。とりあえず以上です。

会長

既存のシステムの精査だけでは、そもそもそこで救済されてこなかった人たちが見えてこない。独自に私たちは救済されてこなかったという人たちの声と事実を探るべきだというお話ですね、一方は。

もう一つは、法的整理で独立性の問題であります。

委員

私は社会福祉士という立場で今回委員会に呼ばれておりまして、福祉の現場で一体何が起きているのかと、どんなことがされているのかということをお求められてのことなんだろうというふうに思っています。

ただ、本当に福祉の現場でいろんなことが起こってます。さっき委員がおっしゃったように、行政の機能がきちんと果たされていれば、解決されたり救われてる、対応されてることって確かにたくさんあるんだと思います。ただ、そこは本当に実際、行政批判だけじゃなく、機能してないという問題だけではなくて、やはり当事者、本人自身、関係者も含めて侵害されてる、これは侵害事象だという認識が本当でない、薄いということもあるんだろうと思います。委員もおっしゃっていましたが、実際感じたとしても、ちょっと嫌だなと思っても、それをどん

な術で訴えてよいのか、だれにどう言っているのか、そういったすべがわからないという認識のところ、多少いろいろ問題があるのだろうと、行政機能というだけではないところで機能しにくいところがあるんだろうなというふうに思っています。

ただ、その上で、やはりこの委員会に向けてみましても、制度やサービスの行政機能で救われるところ、対応できるところが確かにあるわけです。その上で、また条例をつくって行政としてサポートしなきゃいけない、救わなきゃいけないところがどこにあるのかということが、やっぱり私たちにも、現場にいても見えにくいところ、その整理が今回できればというふうに思っていますし、ちょっと今日、このお話を聞きながら、私たち、やっぱり人権とか権利とか、言葉では使いながらもやっぱり意識的に薄いところで活動してきたなという反省も含めながら、人権と権利、そのあたりの整理ですね、やっぱり前提になるものをあいまいなまま、言葉だけで私たちもきたりしておりますので、そこを一度整理をさせていただけるといいなというふうに思いますし、委員の方からも出ておりました、私たちの福祉現場でそういった事象に触れること、生活の場面もそうなんですが、相談という形で見ることが非常に多いですので、いろんな場面での相談事象を整理をして検証ができればいいなというふうに思っています。

会長

パリ原則は、説得と同意が大前提だという話でしたよね。

今のお話は、多分、委員と相通ずるところがあるお話だったと思いますが、こういうふうに一人一人の御発言に対してコメントをつけていくような能力が私は本来ありませんので、これから自由に議論をしていただければと思います。

いかがでしょうか、もう既にそうっておりますが、検討の仕方として、現にある条例を逐条的に検討していくという方法はとらないんだという、皆さんの御意見ですね、既に。知事も、根本的に見直せというお話でしたし、じゃあ、どこからやるかということで、ただ、自治体の条例として人権救済条例をつくらうとすれば何が必要かと、そこではどういう問題が解決されなきゃならないかというスタンスで検討していくということはOKなんですね、皆さん。その上で、じゃあ、順番としてどうなのかですが、大前提にくるのは、どうやらそもそも人権とは何かと、人権と私たちというような話のようではありますが、こういう話を本当きちんとここでできるんだろうかという気もありますが、どなたか、こうやればできるんだという話をいただければありがたいと思います。

知事

先ほど委員が言われた、人権というのは、そもそも歴史的な経緯からいうと、例えばフランス革命でもそうですけれども、国家権力に対して国民の権利を守る、基本的人権を守るということが憲法学ではそうですよね。ただ、ここで、今回、鳥取県の条例で出てきた人権というのは、そういう概念ではなくって、あんまりそういうことの整理はなくって、例えば自分の権利を何らかの形で侵害された、それが救済されない、既存の手法では救済されないまま残っている、これを何とかしなければいけないんじゃないですかというの、そもそもの発端なんですね。一応、議会のつくった条例では、人権の定義ではなくって人権侵害というような定義を書いているわけです。それは、例えば虐待だとか、それから人種等による差別だとか、そういうのを類型化して書いてますけど、そういうもんだとしてこの条例が構成されているんです

ね。

したがって、そもそも国家権力に対し国民との間の問題だとか、それから私人間はどうだったかという概念整理も一応必要ですけれども、今回の見直しの委員会では、鳥取県の人権救済条例の中で、そもそも人権侵害というのはこんなものですよという、こういうものを対象に救済しましょうねと言ってることの妥当性を、まずは御議論いただいたらいいんじゃないかなという気がするんですね。

そういう中で、例えばそれは既存のいろんな救済機関がありますから、そういうところで、本来ならば救済されるはずなんですね。例えば私人間の人権侵害、ここに書いてる人権侵害なんていうのは、恐らくは不法行為だとか、そういうもので本来救済されるべきものだろうと思うんですね。それが、その司法的救済がうまくいかない現状があるのかどうか。あるとしたら那邊に原因があるのか。それから委員さんが言われたように、それは、じゃあ、そのままにいる人はどういう救済を求めているのかという、そんな推論になっていくのかなという気がするんですね。

それからもう一つ、委員が言われたことで一つ気になりましたのは、日弁連ですか、その本は。日弁連の調査によると、私人間の問題はないと、ほとんどないと。そこからですけどね、だからローカル立法も要らないんだということに導くのか、それともローカルで調べてみたら全国ベースとは違った事実があるかもしれない。ローカルでは全くないかもしれないし、私人間の人権侵害は。実はローカルでは、全国規模の調査ではあらわれないところがあるかもしれないし、その辺を押さえるのがローカル立法を必要とするかどうかの前提ではないかなという気がするんですね。恐らく日弁連なんかの資料で私人間の問題はありませぬよというのは、国法を論ずるときには非常に重要な意味を持つと思うんですけど、今回、たまたまローカル立法ができちゃってるものですから、これを論ずるときには、ローカルでの調査というか、実態把握が必要なんではないかなという、ちょっとそう思いましたけど。

会長

それから、人権擁護法のとくにも、委員会は国にだけ設けて地方には設けないと、それでは人権の実態が見えないじゃないかという批判があつたときもあつたように思います、記憶していますが。

それから、どうなんでしょうか。人権救済条例で、通常の場合、私はと思いますが、人権救済法というような、ヨーロッパとかそういうところを考えると、人権侵害を禁止する法律があつて、こういうのが人権侵害ですよという個別的な法律があつて、それを受けて人権救済を申し出るときは、いろんな法律があるけども、一般的にこういうふうな形で救済を申し出るんですよという形になってると。鳥取県の条例の場合、それが一体となつてますので、人権侵害の対応は本当はさまざまに個別分野であるのだろうけれども、それを一体としてあそこで書かざるを得ないというところが、何か難しいとこかなというふうに思うんですが。中身の議論に入りましたが。

委員

ただね、懇話会のとくにもお話ししましたけれども、その点に関しては委員なんかと同じだったんですね。欧米においては、まず、差別というものをきちっと決めまして、そしてこれ

については差別を禁止しますよという法を、まず、きちっとつくってしまうわけですね。それに関連した形で、こういう行為はだめですよと、こういうものに対しては罰しますよというのを全部決めていくやり方なんですよ。日本の場合はそうになってないんですよ。そのあたりのところで、だから今回、国の方でやったときにも、あそこで問題になったから人権、やっぱりあれでも余り明確でもないし、それからまた差別と人権との関係というのが余りはっきりしてないんですよ。だから、そのあたりのところは、もうずっと僕、12月のときから申し上げているんですけども、うまくいかない一番の問題点じゃないかなと思っているんですよ。

会長

問題ごとに個別的に差別的な事象、人権侵害を規定して、それを禁止するということは、まだ問題は少ないかなと思うんですよ。それが前提にあった場合には、それに対する救済措置もさまざまなものを考えれると。ただ、今回の場合は、条例として一本になってますから、一本の条例の中でそういうものを何か工夫して、同じ機能を働かせることができないかという難問ですが、考えることになるんじゃないか。

どうぞ。

委員

ちょっと何点か。まず、さっき、知事が言われた日弁連の関係で、私人間がないということについての、これは委員の発表についての、若干やっぱり誤謬というか間違いがあって、日弁連の方は私人間で解決できるものに関しては、より効果的な他の解決方法もあるといった場合には、日弁連では判断をしないというのは、日弁連の人権擁護委員会の扱いなので、本当に個々人の権利関係の紛争というのは、ほかに基本的には訴訟なり仮処分なり、そういう形でどちらでもできるといった場合には、実はその線ではねているんですね。そういうことで、逆に個々人の関係についての原告案件がないという背景もありますので、そのこと自体は個々人についてのそういう、いわば権利侵害で問題になって上がってくるケースがないよという話ではありません。それは、ちょっと多分、後で問題になりそうな気がするんで、一応事前に言うときます。

それと、今回のさっきの憲法論の話、それから社会学の話、人権というものについてのイメージが、実は日弁連で話をしていてもやっぱり違ってまして、いわば何ていうんですか、消極主義というんですかね、警察国家的な人権観というのと、福祉国家的な人権観という関係では、ちょっと違って来るんじゃないかなと。その辺は、差別が一番わかりやすいんですけども、どういうふうにそういう人権という形で意識が変わってきたのかということについての議論を本当に委員とか、わかってる方に、さっき委員とかも歴史があるんだという話を言われたと思うんで、そういったことを1回やってもらえると共通意識ができてくるんじゃないかなというふうに思うんです。

例えば刑法で守っているのは財産権ってありますよね。財産権って普通民法の問題なんですよ。だけど、罪を規定してるんですよ。それで実際には、犯罪という形で行政が介入していくわけですね。やっぱり守るべき利益ということで、国はやってくれなくても、一つの県民の利益としてこれを守んなきゃいけないというような話になると、やっぱりそれを守るべきだと

いうことを規定して、それを守るための手段をつくるというのも、これもやっぱり行政の役割じゃないかという考え方はできるんじゃないかと思うんです。そのときに、一応どちらの考え方で成り立ってくると思うんです。それを人権というかどうかは別として。私人間であっても、そういう介入の仕方と、行政のかかわりの仕方というのはあるとは思っているので、一概に、条例でつくったら全部だめなんだという形には、その部分ではないんじゃないかなというふうに思っています。そこら辺の整理ということを含んでやったら、何となく条例でつくること自体がけしからんのか、条例でもそこまではできるのかということについての共通理解はできるんじゃないかと思います。

会長

そういう意味では、人権についてのいろんな勉強と共通理解を深めていくということと、それから鳥取県の救済条例が対象とする人権侵害って何なのかという、もう明確に定めていくと、両方の課題があるような気がするんですが。

どうぞ。

委員

私も決して憲法学的な人権概念に固執するというつもりは全くありません。それをこの条例の中できちっと盛り込むべきだというつもりはさらさらございませんで、ただ、割と広い意味で人権というのをとらえて条例をつくっていく場合は、当然あいまいさの度合いは飛躍的にこれは高まっていくし、定義づけの問題はより困難になっていくということは確実だと思いますが、やはりそうすべきであるという判断があるのであれば、そういう広い人権イメージのもとに条例をつくっていくというのは、十分あり得ることだと思いますし、それに決して反対するつもりもございません。

ただ、少なくとも人権と平等の区別ぐらいは、ある程度知っておいた方がいいのではないかという気がします。よく言われることですが、日本の人権教育というのは、とにかく平等教育に余りにもシフトし過ぎていて、本来の人権の持つ意味というのが浸透してこなかったことの一因であるというふうに言われることがあります。先ほど委員がおっしゃられましたように、啓発が不十分である、意識が必ずしも浸透していないということについては、そういうことも原因としてはあったのではないかという気もします。

それもありますので、先ほど差別についてという問題も出ていましたけども、これは平等の問題でもありますし、それと人権の関係をどういうふうに、少なくとも委員の間でイメージすることぐらいは認識しておいた方がいいかなということと、あと人権とつきますと、最近殊さら評判の悪い言葉でもあります、人権と名前を掲げたばかりに、恐らく無用の反発を生んだということもあるのかと思ひまして、それでも人権という名前をこの条例に掲げるべきであるのか、あるいは戦略的にそれは人権という言葉を外すべきであるのかというものをひとつ、ここで判断というか、ここでひとつ議論してもいいのかなと思います。そういうものも含めて、やはりこれは絶対外すべきではない、この看板はおろすべきでないというふうに考えるのも一つの判断でしょうし、それはもっと政治レベルの判断になるのかもしれませんが、人権の看板をおろすという、ただ実質的な救済はきちんと制度として構築するという方法もあり得るのかなというふうに考えております。

会長

なるほど。いや、これ虚をつかれた意見が出まして。

委員

難しいですね。人権を外すというの、もう賛成は賛成なんですけどね。僕ははっきり言って差別という形で考えていますので、やっぱり被差別の人々を救済するというのが僕の場合にはやっぱり中心なんですよね。本当はそうしたかったんですけど。人権というのは、ある意味で、今おっしゃったように中身の問題がやっぱりきちんとなないと、逆に反発を招く場合が出てくるわけですね。だから、そのあたりのところを整理できるぐらいに中身を、本当にきちんと我々の中で一致したものをできるかどうかということが一つ僕はあると思うんですね。もし、それができないのなら、やっぱり被差別者の救済の方が本当は僕は楽だと思っすよね。そのときには当然、差別という問題は、また、議論しなきゃいけませんけどね。僕は、差別と人権侵害とは違うと思っていますから。人権侵害というのは、非常に幅広くなるから、逆に怖いです。差別の方がもっと狭まってくるわけですね、きちんとね。

会長

インターネットなんかで調べますと、ほとんどの自治体の条例は、一般的な人権尊重の条例と、もう一つは差別を禁止する条例と、このどちらかで包括的な人権救済の条例というのは、鳥取県で全く新しい試みだと思っておりますので、そういう意味では解決しなきゃならない問題がまだたくさん残っているのかもしれませんが、人権救済条例の見直しをやってくれというふうに委員会が設けられて、その委員会の結論が人権を外すというのではどうかと。

委員

いやいや、まだまだ。そういう考え方も出てきたから、それもそうですねと言っただけだから。

会長

人権という言葉自体に、やっぱり論争、紛争になるきっかけがあるんだというふうに受けとめればいいんですか、現実には。

委員

基礎的な情報を我々はまだ得ていないんですね。何が人権侵害に当たるのか当たらないのか。つまり憲法学的あるいは社会学的に、いろいろ概念によって区別があるということを一応理解した上で、具体的にどういうことが起きていて、どう解決しなければならないのかということ、ある程度、この場でケースメソッドのような形で出して議論するしかないんじゃないかと思うんですね。だから、抽象的に、これは基本的人権の範囲、基本的、憲法学上の人権の範囲（「憲法学上の基本的人権の範囲」の意味）なのか、あるいは単なる権利の範疇に入れるのかどうか、これを議論してもあんまり実益がないというふうに思うんですね。

会長

私自身は、法律の専門家からそんなことできないと言われるかもしれませんが、鳥取県の人権救済条例で取り扱う人権侵害の範囲はこういう範囲であるという規定をして、そして、そのことについて具体的なというか、事例が条文のどこかに書いてあると。いわば地方自治法の別表みたいなもので、そういうリストがどんどんふえていくような、あるいはこれが基本条例になって、具体的なものの救済を行う条例がそのもとでつくられていくとか、そうしないと最初からリジットに決めてそこで動かさないと、まるでそれはこの委員会で扱わないとしたら、それは人権問題でないかのような印象を与えるのもまずいと、その辺の工夫が要るんだろうなと思ってます。

委員

基本条例のようなものですか。

会長

いえ、そんな、あるかどうか知りません。

委員

だから、とりあえずは3条に該当するような、いわゆる立法事実があるかないかと、そういうケースメソッドをさせたらどうですかね。

会長

ですから、きょうは議論の進め方、会の運営の仕方ということで御議論いただいているわけです。それぞれが経験したケースをここで話しただいても、まだ散漫になるのではないかと。そういう事例を何らかの形で整理をして、ここに資料として出していただいて、それをもとに議論していくということになるのではないかと思います。

それと、さきに出ました既存のシステムでどういうことを取り扱ってきて、どういうことができなかったのか。できなかったことについてはシステムの内部の資料ではデータが出てこないでしょうから、独自に調べる仕組みが、何かの工夫が必要だろうということなんですよ。そういうことをこれからやっていきたいと思いますということになるのではないかと。

委員

例えば虐待ってありますけれども、委員の方から出ましたけれども、虐待がどんな形で起きていて、プライバシーの問題もありますけれども、それがどう解決されているのか、あるいは解決されていないのか。それから、少年非行の問題がどう取り扱われてどう解決されていないのか。それと少年が育つ権利といいますが、成長発達する権利との関係でどうなのかということとか。だから幾つかどんどん絞ってケースメソッドをやってみたらどうですか。それで、社会学に言う範疇と憲法学に言う範疇が一致すれば別にいいし。

委員

だけど、その前に……。

委員

差別なら差別でもいいと思いますよ。

委員

いやいやいや、その人権でいいんですけど。委員が言ったことは、僕は非常に意味を持っているのは、やっぱりここで議論するとき、具体的な例が、そりゃやるならですよ、やっていると、それはただ人権問題じゃないんじゃないのなんていうような、そういう議論が出てきたら、もうそこでストップしてしまうわけですよ。だから、そういう意味で、やっぱり人権とは何かということ少なくともこの委員の中で了解できる部分を一致させるべきだと僕は思うのね。まず、それをやってから、それじゃあ具体的に、僕は暮れするときにも言いましたけれども、具体的な問題に絞った形で、これまた議論をしていくっていうのはその次の段階に僕は出てくると。その前に、さっき事務局の方から出てたけれども、じゃあ、まず具体的な議論をする前に、どんな人権侵害の状況があるのか、それを今、委員さんが言うような形で調査できればいいけど、調査するとなると、多分これ1年や2年じゃ、僕はできないと思いますよ。だから、調査をまず僕はやっちゃいかんと思うのね。既存の機関が持っているもの、それからその中には当然、相談事業的なものを含めて全部出していただいて、具体的なものを出して、それを分類した形で出されてきたものを議論していけば、さっき委員が言ったような議論に僕はなるんじゃないかなと思う。そういう段階を、やっぱり踏んでいくべきじゃないかなというのが、僕の意見です。

会長

どうでしょうね、既存のそれぞれの機関で取り扱っていることについて知ってるデータを後でまとめてここに出していただいて、先ほどのケースメソッド云々というのは、それぞれ委員の方々いろんな御経験をお持ちですから、その中で事例を出して検討していただくと。恐らく既存のこういう制度ではこういうところつかめていないというような話にもなるのかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、社会学が勝った、憲法学が勝ったという旗を私、上げられませんので。

委員

そんなこと言いませんよ。

委員

いや、少なくとも県の人権条例は、私人間も含めてすべての各個人の侵害行為を包含してるわけですよ。それを対公権力に対する、あるいは公権力類似のものに限定するのか、あるいは大きな組織ですね、会社とか、雇用主や労働者との関係とか、そこら辺まで広げるのか、社会的に広げるのか、あるいは私人間のトラブルでも一定の範囲のものを取り込むのか、そこら辺の大枠の基準づくりはしてもいいじゃないですか、議論としても。それは、パリ原則をどういうふうに理解するかっていう、そういうことも含めた議論として一度ある程度、最初の段階でした上で、各県の行政機関がどういような対応をして、どうい解決になっているのか

という資料を次に出していただいて、それを報告していただきながら、個々人が、委員が持っている具体的なケースなり情報なりを提供して議論していくと、こういうふうに進めていったらどうですかね。

会長

そのことによって県の条例で取り扱う人権侵害というのはどういうものかというのが見えてくればいいと。

委員

そうですね。それで大体大枠が固まってきたときに、何が必要で何が必要でないのか。その関係で県の人権条例、今できてるやつですね、これがどこが不十分でどこが必要なのかという選別ができてくるんじゃないかというふうに思うんですね。

会長

多分、今は逐条的なことをやっていませんが、一たんそこに当然戻らざるを得ない時点が出てくる。

委員

最終的にはですね。

会長

やっぱり、私、古い授業で聞いたんで、憲法学は第三者効力と、憲法、それを非常に狭く言う人が多いのか、社会学はそれを思い切って広く言う人が多分多いんだろうと。ですから、ただ、一般の県民の立場からいったら、やっぱり平穏な市民生活をお互いに人権を尊重しながらという感覚は当然あると思うんですけどね。

委員

それがどの程度あるかということで、委員は余りまだないよということをおっしゃるわけで。

委員

だから、この条例はいろいろ書いてあるけれども、真意は一般市民間のトラブルに対して割って入って、準司法的な役割を果たすというところに、この提案者の本当のイメージがあるわけですね。（「そうなんでしょうね」と呼ぶ者あり）だから、公権力に対して縛りをかけるとか、あるいは企業と労働者との関係で企業に縛りをかけるとか、例えばあれでしょ、労働基準監督署が機能しないからサービス残業をやめさせるとか、それを摘発してがんがんやるとか、労働者の命を守るとか、そんなことは考えてないわけです、基本的には。そもそも市民間のトラブルとか争いごとに対して、それを人権侵害的側面があるということイメージした上で割って入って、場合によっては強制的な手法も使いながら、があんと上から解決していくということがイメージされているわけですよ。

だから、ここの議論とこの人権条例と、そもそもの県議会での、県議の方がいっぱいいらっ

しゃいますけれども、イメージは全然違ってらるわけですよ。だから、県議会の方のイメージは、とにかくほとりに置いて、本来やっぱりどういう人権条例が必要なのかということを考えてながら議論していかないと、結局またもとの人権条例に戻って、微細(「さまつ」の意味)な字句の修正で終わるといことになりはしないだろうかというふうに思うんですね。だから、弁護士の発想で言うと、やはり公権力とか大きい社会的な勢力、事業体ですね、それをどう縛るとかというのが、人権侵害を大量に効果的に救済するという意味でも、それから人権侵害についての意識の啓発という点でも、非常に効率的だというふうに思いますね。

そうすると、やはりそれとの関係で、非常に強い独立性が要求されてくるということになりますから、独立性を要求されるということになると、つまり委員が適切に選ばれて、委員が自分の手足として、例えば何千件という案件を扱うとすれば、それに対する手足となって機敏に動いてくれる人を選任しなきゃならない。つまり自主的な雇用権限があるかどうかとか、あるいは自主的な予算獲得権限があるかどうか、例えば10億要るといったら、10億ね、そういう予算獲得するために事務局と交渉するような権限が与えられているかどうかということについて、やっぱりとても関心がありますよね。だから、一体どういうものとして我々は、本当に市民間のトラブルに割って入るとい、そういうつまりミニ裁判所的なものをイメージしているのか、それとももっと違う国際的なスタンダードが求めているようなものを意識しているのかということについては、ちゃんとやっぱり議論しないと、僕は議論がどっかに行っちゃうと思うんですね。

会長

そもそも一般的な人権論と人権救済条例の立法趣旨とは違うんだという御意見ですね。

委員

いや、感覚としてね。言葉では出てないけど、感覚として違うもんだというふうに感じてるわけです。

委員

そのところをね、またやりますと、おれもまた言いたくなるからやめるけどさ、あのときにも言いましたように、当然、人権論の基本にあるのは国家権力からということはやったわけですよ、その議論をやってます。基本的人権といのか、人権といのものの歴史をさっきお話しになったように、それは国家権力からのといの形で出てきて、例えばフランスの人権宣言においてもオムといの形で出してって、ただしそのオムといのはこれは男でしょといのことで、今度は違うんですよと、女の、いわゆる男から女がとらえている人権を取り戻しますよとい、そういう形に発展してって、性差別の問題が出てきてるとか、そういう歴史の中で人権といのものがどんどんどんどん広がってきているわけですよ。だから、そういう広がってきている人権といのものを一つきちんと頭に置いておかないといけないといのと、だからこそ人権とは一体何なのかといのをきちんと詰めないといけないといの委員の意見に僕は賛成ですよといのてらるんですよ。そこから、具体的にやっていけば、今度は当然、公権力の問題だて、あのときも大分主張したんですよけれども、これも当然入ってくるでしょうし、それ以外の必ずしも公権力からだけじゃなくて、やっぱり私人間の問題だて僕は出てくるん

じゃないのか。例えば男と女の問題でもそうでしょうし、親と子供の問題だってそうですし、教師と子供の問題だって皆そうですよね。必ずしも公権力でないものも入ってきてるわけですよ。そのあたりのところを、僕はやっぱりきちんと今度取り上げていただければというふうに思っています、基本的には同じなんだけどね。ちょっと、だから余りにも狭く前の方言われて、今回もそうなるんじゃないですかという言い方は、やっぱりやめた方がいいんじゃないのと言ったんです。

会長

つまり委員の御議論は、立法趣旨で扱ってる人権も実はそういうふうに広がってきてるんだから、人権という名前でやっていいんだという御意見ですね。やっぱりそうすると人権ということについてのとらえ方の違いが見えてきたということでしょうか。だけでも、ここだけにずっと議論をとめておく必要ないと思いますのは、にもかかわらず人権侵害、救済については、もっと議論は近いところに出てくるのではないかなというふうに思うこともあるんですが、ただ、ひとまずやっぱり鳥取県の条例で人権救済をする場合の人権というのはこういう範囲でこういう対応の侵害があった場合には、県が何らかの役割を果たし得るといような議論が多分必要なんだろうと思います。

その際に、先ほど来出てますパリ原則では、説得と同意が基本だと、市民間のトラブルについてという原則があったと思いますが、委員の方で、それはどうも上から解決してやるよという姿勢に見えてしまうという御指摘もありました。

済みません、個人的な経験を申しますと、県の県庁に消費生活センターがありますが、私の知り合いのある大学教授が紳士録に名前を登録して、それ以来、何十万、何百万とお金を請求されまして、私、相談に乗ったんですが、最終的に消費生活センターに行けと言いましたら、そこで、うちに相談したと相手に言ってくださいと行って、そのとおりにしたら、そういう請求が途端にやみました。単なる相談業務のように見えますけれども、その人にとってはやっぱり非常に救われたという感覚をずっと抱き続けておりまして、そういうたぐいの説得とか同意だとか手助けだとかさまざまな人権救済にかかわるようなシステムが今あるんだろうと思います。それがどう機能しているのか。この条例では、特にこういうことを必要だからこういう条例をつくったんだという説得性を何とか探していきたいと思うんです。

その前提として、条例で取り扱うという枠組みを一応前提としていうか、必要だと思いますが、そこでの人権あるいは人権侵害、対象となる人権救済というのはどういうものかということから、最初に改めて議論するということになります。事例も示しながら。事務局の方では、今までのシステムがどうだったかという一覧をつくっていただきます。それを踏まえてということになります。いかがでしょうか。

委員

くどいようで申しわけないけど、もちろんそういう形で進めるということで合意いたします。ただ、これまでの事例を例えば調査する際などにも、やっぱり公権力による侵害の事例というのも同時にこれは調査していただきたいという、調査といいますが、取り上げていただきたいというふうに思います。と申しますのも、いただいた資料5ですね、県議会における議論の2ページ、人権教育が必要というところの囲みのところですけれども、代表で小玉さんの御発言で、そ

の人権救済条例を生かすためには子供のときから人権侵害を発生させないこと、人権尊重の意識の定着、人権尊重の実践など、人権尊重の教育啓発が必要であるというふうに御発言がありますけども、これは先ほど繰り返しますけど、厳密に憲法学的な意味での人権ということで考えますと、こういう教育啓発が必要であるのは県議さんも含め公権力の側に立つ人であるということになるわけですね。それがまるでそうではないかのように県民、私人に対してこういうのが必要だということを説いておられるということは、やっぱり念頭にあるのはそちらの事例であって、公権力が人権を侵害することがあるということに関しては、あんまりどうも念頭にないのではないかという気がいたしますので、もちろん私人間の事例を取り上げると同時に公権力による侵害事例についてもきちっとチェックすると、それに関しても救済を得られるような仕組みを何らかの形で考えていくというスタンスをやっぱり忘れてはいけないのではないかというふうに考えます。以上です。

会長

公権力による侵害についても、裁判と不服申し立て以外にもいろんなシステムがあると思いますが、そういうのも整理していただきたい。

恐らく人権とはということをめぐる議論で、しかしこれは一般的な話じゃなくて、やはり条例ということを念頭に置いて議論していただくということと、それから、もともと現在のシステムではどうなのかということ、それからシステムから抜け落ちたものに対する、どうやってつかむのかということも含めた議論、それから、これは順番で一つ項目をとった方がいいのかどうか分かりませんが、パリ原則のような、こういうものを取り扱う際に、どうしても外してはならないような原則がありますので、それを現在の条例の審査の過程ではどうだったのかということと、パリ原則をどう生かせるかというような議論。それから改めて鳥取県における立法の根拠となる事実について調べておくということ。こういうような形で検討を進めていって、ある時点では、当然、現行の条例に立ち返って、個々の条文も含めて検討するというように、方向としてはそういう方向でということによろしいでしょうか。

その上で、この委員会の役割ですけれども、この委員会は市民生活を侵害しない形で、なおかつ人権侵害を救済できる実効性のある条例をつくるためにはどういう問題があって、それはどういうふうになれば解決できるかということを検討し工夫していく委員会でありまして、最終的にここで条文の提案をするような委員会ではないというふうに思います。ですから、そういうのは県なり議会なりで決めていく、政治の世界の話でありまして、私たちは条例見直しの基本的に必要な論点を検討し、その解決策を示すという、そのための委員会であるということによろしいでしょうか。

私自身は、それを取りまとめるために専念したいと思いますが、委員の皆様それぞれのお立場があるでしょうから、この委員会の中ではそういう問題解決のために専念していただきたいと思いますが、委員会の外ではそれぞれの立場でそれぞれの御議論をしてもらって結構なのではないかと思いますが、これはいかがでしょうか。（「了解いたしました」と呼ぶ者あり）それぞれの委員を縛るわけにはいかないもので、お願いいたします。

そういうような、基本的に確認することが必要なのはこのくらいのことなのかと、私、今思っているんですが。

委員

1点だけ。

会長

どうぞ。

委員

その見直しの結果なんです、つまり例えば今、事実を調べて、ほかのいろんな機関が不十分だと、だけどほかの機関の対応について、この委員会でこういうふうに変更してもらったら、何も別につくらなくてもいいんじゃないか。漏れてる人について実際に調査するかは別として、仮にやったとして出てこなかったと、そういった場合というのは、これ基本的に立法事実ないことになるわけですよ。そういった場合には、現時点で改めて県でこういう条例をつくる必要はなかったと、こういう取りまとめもあり得るということですね。見直しというのは、何か必ずこういうふうにつくるべきだということで、ちょっとどうもそういう前提で今議論が進んでるようなんですが、ただ、やっぱりそれも含めての検討ではないかなというようには思うんですが。

会長

基本的に委員を依頼された中身は、その検討だったと思いますので、それは基本になると思います。真摯に検討して行って、その立法事実はないとか、あるいはその問題を解決する手段はないとかということになるんだとしたら、可能性としてはうまくいきませんよという可能性はあると思うんです。しかし、それはそれぞれ専門性を持って人間と、見込まれてこの問題を解決してくださいと頼まれたわけですから、何とか解決したいという姿勢でここは臨むということではないでしょうか。

委員

いや、今、委員が言われたことと、それから今、まとめたことと言えば、やっぱり我々がいて、この委員を僕なんか受けたくなかったのに受けちゃったと。何かというとな、もうこんなものやめましようよという、そういうことをやっぱりどっかの前提に置いた形で議論するんなら、僕、こんなもん出てきませんよね、はっきり言ってね。やっぱり何らかの形で人権の侵害されている人、その人たちを救う方法を、救済する方法が何かあるんじゃないかと。だから、これが絶対に正しいとか、それはわかりませんが、これを見直しましようよという形で出ていくんであって、最初からもうこれを見直しててだめになったらもう一切やめましようよというようなことを最初から僕は言うのはやっぱりどうかなと思うんですよね。それが審議会じゃないかというふうに僕は思っているんです。

会長

この委員会に付託されたのはそういうことですので、そのことについて誠心誠意努力していくということだろうと。最終的に結論がどうなるかというのは、これは検討の結果ですからわかりませんが、今どうやったら問題のない条例をつくることができるかということを検討して

いるんです。

委員

条例を必ずつくり直さなきゃいけないというような前提は置かない方がいいと思うんですね。例えば、県の人権救済を行うべき各セクションがもっと有効にこのように働けば、ずっと効率的に人権救済ができますよという、こういうふうな意見になって、しかも個々の紛争、市民間の紛争に入っていく必要性あるいは立法事実がそれほどない、あるいはないということになれば、この人権条例に対しては葬式をして、県の各部署がより有効、適切に働くような新しいシステムをみんなで一緒に考えましょうということになっても、非常にそれはそれでこの委員会の役割としては重要な役割を果たしたということになるんじゃないかと思うんですね。だから、必ずつくり直さなきゃいけないという、こういう縛りはちょっと弁護士会としては了解できないですね。

会長

必ずつくり直さなければならないではなくて、今いろんな問題が指摘されてますので、この委員会で根本的に見直すことによって、その問題の解決の方向を探ることができないかと、そういうスタンスで今から検討していきますと。結果としてどうなるかわかりません。今、そういう予断を持って何か進めてるわけじゃない。

委員

そういうことであれば了解いたしますが、何か委員の御意見を伺うと、つくり直さなきゃいけないと、そういうふうに単純に聞こえたもんですから。

会長

私は取りまとめに専念しております。

そういうことで進めて、それから、いろんな議論出てきましたが、例えばこの問題については、この人、多分、非常に日本有数の専門家だとか、そういう方も招いてここで聞くとか、あるいは先ほど人権尊重社会づくり協議会が意見を申し述べたいと言っていました、それは多分、委員を通じて反映したことになるのかもしれませんが、そういう機会を設けたり、ですから委員に閉ざさないで、適宜、適切な方をお呼びして、お話を伺うということもやっていいのではないかと思います、よろしいでしょうか。

委員

ある種の公聴会的な。

会長

そうですね。できたら傍聴の方もこんなにたくさんおられますし、皆さんも御一緒に話を聞けるような機会を設けたら、委員会が講演会をやるなんて、あんまり聞いたことないですが、人権局が主催してもらってもいいと思います。

委員

それはいいんじゃないですか。

会長

進め方と確認事項というのは、今日できるのはその程度のことかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

あと、どういう頻度で。

会長

我々への依頼の文書には月1回程度と書いてあります。それを同意して印鑑を押しましたので。

委員

そういうのは書いてなかったぞ。
書いてあった？月1回、書いてないな。

会長

大学に来たのですか。

委員

わしらにはなかった。

まず、だから、先ほど言ったような準備が事務局の方で大体どれぐらいにできるかということから答えていただいて、それに合わせた形で組んでいきましょうよ。ずっと出てくれば、そりゃ月1回か月2回のペースでやれると思いますけどね。

会長

今までの制度と、それがどこが扱ってて、ちゃんと機能してるかどうかという評価までは難しいと思いますが、見取り図ぐらいは1カ月あれば多分できる。

委員

できるんじゃないでしょうかね。

事務局

はい、何とかいたしたいと思います。

会長

そうなりますと、6月の初めのころに次回行うという、その後、6月議会で県も忙しいでしょうから、6月のときに少し大目の宿題を事務局に出して、7月終わりか8月初めぐらいに次

ができるということになるのではないのでしょうか。

できたら月1回のペースでやりたいと。ただし、いろんな事情が出てくる場合があるので、その際は延ばすというようなペースでいかがでしょう。年に12回もやる委員会なんて、あんまり聞いたことがない。

委員

やむなく欠席すると、大体何人ぐらいでこれは成立させるわけ。

会長

できるだけ知恵を集めるということですので、毎回出席していただきたいと。

委員

だから、どうしてもというときが出てくるでしょう。それで月1回という形になってきたら、とてもじゃないけど無理よというときが、例えば大学などから出てきますよね。それこそ、今、弁護士さんなんかでも非常に忙しいし、あとの人も、僕を除いて皆さん忙しいんですよ。そういうのを考えたときに、7人かそこら、7、8人ではやりますよということを書いてくればいいです。

会長

そうですね、11人ですから。(「10人です、委員さん」と呼ぶ者あり)10人。

委員

7、8人いりゃ大丈夫でしょう。

会長

3分の2は欲しいですね。7、8人。

委員

7、8人いますということなら、こちらも安心して休めます。

会長

その程度、御出席の見通しが立ったら出席ということで日程調整をさせていただきます。

あと何かほかに確認しておくことはございますでしょうか。

事務局からもくれぐれも忌憚のない意見をお述べくださいと言われてますので、どんどん御発言いただいて。つくることを前提条件にするなどと言われますが、問題解決はできるだけやっていきたいということで進めたいと思います。

次回は6月10日(土)に開催することに決定。

会長代行に大田原委員を選出

知事

今日は本当にありがとうございました。第1回目、いろんな御議論いただきまして、順調に進めれましたという感想を持っております。

一番重要な論点として、委員からも指摘がありましたけれども、その結論をどうするのかというお話なんですけれども、それはもう会長さんがおまとめになられたように、一定の意思を持ってやるけれども、結論については予断ないということだと私も思います。

ちなみに先ほど事務局の方から御説明しましたが、今回の既存の条例を停止をして凍結をして見直しをするという、そのためにこの委員会を設けたわけですけれども、この委員会のミッションは、条例から導き出されるミッションは、1つは県内で発生している人権侵害の事実等の調査確認であり、もう一つは適切な人権救済の方法の検討などということになっております。ただし例えば事実を調査するときの調査の方法でありますとか、やり方でありますとか、それから検討のやり方でありますとか、方法でありますとか、そういうことは全くそれはこの当委員会にお任せといたしますか、御判断をいただくべき内容だろうと思います。したがって推論でありますとか、それから結論につきましても全く私どもは予断も予見も持っておりませんので、どうぞ自由に御議論いただければと思います。あわせて検討についてはできるだけ速やかにというのが、これは議会からの附帯意見として、議決もされておりますので、皆様方の御無理のない範囲で、それから事務局としては今日もありました宿題その他の案件については、もう精力的にやりますので、その辺もお踏まえいただいた上で、これから御検討いただければと思います。それでは、これから少し長丁場になるだろうと思いますけれども、よろしく御協力のほどお願い申します。きょうはありがとうございました。

閉会